

唐への国書はどこで作られたか……対等外交への疑問

一

日本古代の国書といえ、雄略天皇にあたると見られる倭王・武の上表文が著名である。

封国は偏遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰躬ら甲冑を擐き、山川を跋涉し、寧処に遑あらず。

東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐることに九十
五国。

〔宋書〕倭国伝

と書き出し、下文には高句麗とともに挟撃しようとする中国の南宋に堂々たる漢文で呼びかけている。渡来人の手になるものと推測され、倭王・武の配下には国際的な感覚で駆け引きのできる外交にたけた者がすでにいたようである。

この国書は昇明二年（四七八）のものだが、次はそれから一世紀強の間をおく。大業三年（六〇七）に小野妹子が献じたもので、『隋書』倭国伝には、

日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや、云云

とあり、煬帝を不機嫌にさせた（①）。その七年前、倭国の使者が「大を以て兄と為」すと表現したことに対して、煬帝の父・文帝は「大いに義理無し」と注意を与えていた。それにも拘わらず、ふたたび倭王自身が天子を自称したり、国書を送ることを「致す」と表現した。つまり中国皇帝以外の者が天子と名乗ったり、対等であるかのような物言いが目について、それが気に障ったのである（井上光貞氏『『隋書』倭国伝にみえる天と日の関係』）。

古代東アジア世界では、中国が強大な力を持っていた。中国は世界の中心に咲く大輪の花（華）であり、そこを統治する皇帝はひととき徳の優れた人物でなければならなかった。天命を受けて統治者となるのであり、もしも優れた人材でなければ天命が革まるつまり革命によって倒されるのである。

したがって皇帝たちは自分が支配者としてふさわしい徳を持っていることを確認するため、天が祝福している兆候であるという連理の木や白鹿などの祥瑞の出現を待望し、またなるべく多くの外国使節が自分の徳を慕って朝貢してくることを望んだ。祥瑞の出現が出世や免税を期待しての芝居であるうと、朝貢が貿易の利を求めた打算にすぎなくとも、それらは治政を嘉みし徳を慕ってくるものとして捉えなかった。

そうした天・地・人の構図のなかで、天命をうけた皇帝は中国以外にいるはずがない。天子といえるのは中国皇帝のみで、日本が称しうるものでない。煬帝が不機嫌になったのは、中国の伝統的な考え方からすればとうぜんであった。

日本の国書に対して隋は、小野妹子に渡した返書にその非なることを説いたと思われる。妹子は百済人に奪われたと述べて朝廷への提出を拒んだが、唐の答礼使の裴世清は推古女帝の前に立って煬帝からの返書を読み上げた。『日本書紀』（日本古典文学大系本）推古天皇十六年（六〇七）八月壬子条に、

皇帝、倭皇を問ふ。使人長吏大礼蘇因高等、至でて懷を具にす。朕、宝命を欽び承けて、区宇に臨み仰ぐ。

とはじまる返答の国書である。ただしその国書にある倭皇という表記は、当時のものでないようだ。もともとは「皇帝、倭王を問ふ」であったが、『日本書紀』収載にさいして倭皇と改めたものと推測されている（日本古典文学大系本の頭注など）。

二、

この推古朝の遣使以来、古代日本では中国に対し一貫して対等外交の政治姿勢をとってきたという。推古天皇十六年九月には裴世清を送って小野妹子がふたたび入唐することとなり、『日本書紀』推古天皇十六年九月辛巳条には、

東の天皇、敬みて西の皇帝に白す。使人鴻臚寺の掌客裴世清等至りて、久しき憶、方に解けぬ。という書き出しの国書があり、東の天皇・西の皇帝として対等姿勢を示している。天皇の称は当時のものでなく、字句が改変されているであろう。だが字句はともあれ、その政治姿勢は以降も貫かれたようだ。

というのは、推古朝から二五〇年以上経た『令集解』（新訂増補国史大系本）にもその姿勢が窺えるからだ。公式令によれば、「明神御宇日本天皇詔旨」に注を施して、

謂ふこころ、大事を以て蕃国の使に宣するの辞なり。……古記に云はく、御宇日本天皇詔旨は、隣国及蕃国に対して詔するの辞なり。問ふ、隣国と蕃国と其の別何ん。答ふ、隣国は大唐、蕃国は新羅也。

とあり、日本と唐は対等な隣国であると解していた。

問題はここにある。いったいこの中国を隣国とする対外認識、対等姿勢の外交路線が、奈良・平安期の遣唐使についても貫かれていたのか。その認識・姿勢は国書に明瞭に表されるだろうが、それで煬帝のときのように不快感を持たれたり、紛争を生じたりしないのか。

しかし周知のようにこれといった紛争はなく、『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）正月丙寅条には遣唐副使の伴古麻呂が中国で朝賀の席次を争った挿話を伝えている。すなわち古麻呂は日本使節の席次が第三位で、新羅使節が第二位になっていることを知った。しかし新羅は日本に朝貢使を送っている国であり、その下位になることはおかしい。そこで順位の入れ替えを求め、ついに要求が通った、という。ここにあるように、中国王宮のある長安の蓬莱宮含元殿に招かれ、唐の玄宗皇帝にじかに謁見されることになり、しかも蕃国使節とはいえ第二位の序列を得た。古代においてはこれがもつとも国際的で華々しい外交の舞台であり、そこで栄えある姿を示したのである（補注①）。

これは日本の対等外交姿勢が貫きえたということなのだろうか。いやそれは無理である。中国皇帝は天命を承けて「区夏を奄有す。遐方異域、威を畏れ徳を懷む者、数を悉すべからず」というただ一人の帝であり、自分に並び立つ天子を蕃国でもとりわけて「小国の君」（「蒙古国牒状」）の日本に認めるものか。後年のことながらロシアにも朝貢を義務づけ、イギリスにも立礼を認めず跪拝を強いた。強烈な中華意識を持つ中国が、日本の対等外交を看過も承認もするはずがない。

そこで国書については、見解が二つに分かれる。

一つは隋と同様な国書を出せば唐を刺激するので、国書を持参しなかったとする。これが通説である。これに対して西島定生氏（「遣唐使と国書」）は、周辺諸国の国書奉呈は避けられぬ儀式であつて、国書携行はどうぜんあつたとみる。

奈良時代史の根本史料である『続日本紀』には、日本国書や返書の文面はまったく出てこない。それは日本で国書が作られず提出もされなかったので、唐からの返書もなかった。そのようにも受け取れる。

しかし、おそらくそうではあるまい。中国に奉呈する国書は作られていた、と筆者は思う。

『令義解』（新訂増補国史大系本）関市令蕃客条には、

凡そ蕃客初めて関に入らむ日に、有らむ所の一物以上、関司、当客の官人と共に、具に録して所司に申せ。

とあり、「当客の官人とは、領客使也。所司とは治部省也」と注記されている。

すなわち外国使節が日本に到着した時、その携行品は政府が領客使を派遣して検査することになっており、この検査するものの中には国書も含まれた。またややのちのことだが、『類聚三代格』（新訂増補国史大系本）にも「蕃客来朝の日、着く所の宰吏、先づ封函を開き、細く其の由を勘ふ。若し故実に違はば、随て即ち還却し、言上を労はず。而に承前の例、朝使の到るを待ちて、乃ち函を開啓す」（天長五年「八二八」正月二日付）とある。この記事から、蕃国使が日本に着いたら、朝使が派遣されてその検査・対応にあたる場合と現地の国司が直接検査にあたる場合があつたことがわかる（森田悌氏「蕃国国書の開見」）。朝使・国司のいずれが行なうのが妥当かはともあれ、来着した段階で携行物が不備ならばその場から追い返すことができたのである。つまり携行物のうちの国書があるかないか、その国書の内容が不穩・不備でないかどうか、到着地点で調べている。この関市令など是中国律令の模倣であろうし、その適用実態も律令の趣旨にそつた施行例であろう。

だがこれは、法律の字句の上だけのことでない。『続日本紀』（新訂増補国史大系本）宝龜三年（七七一）正月丁酉条などには、渤海使について紛争を生じた場面が具体的に記されている。

○正月丁酉条

是より先、渤海王の表、無礼なることを尙萬福に責め問ふ。是の日、尙萬福等に告げて曰く、「萬福等は、實に是、渤海王の使者なり。上れる所の表、豈例に違ひて无礼ならむや。茲に由りて其の表を収めず」と。萬福等言さく、「夫れ、臣たるの道は、君命に違はず。是を以て封函を誤らず、輒ち用て奉進す。今、違例として表函を返却せらる。萬福等、実に深く憂慄しぬ」と。仍て再拝して地に抛り泣きて更に申さく、「君は彼此一なり。臣等国に帰らば、必ず応に罪有るべし。今已に参り渡りて聖朝に在り。罪の輕重、敢へて避くる所無し」といへり。

○正月庚子条

渤海国の信物を尙萬福に却け付く。

○正月丙午条

渤海使尙萬福等、表文を改修して、王に代りて申謝す。

とあり、この改修を承けて、

○二月癸丑条

是の日、五位已上及び渤海の蕃客を朝堂に饗す。三種の楽を賜ふ。萬福等入りて座に就かむとするとき、言上して曰く、「上れる所の表文、常例に乖くに縁りて、表函並びに信物を返却せられぬ。而れども聖朝恩を厚く矜を垂れて、萬福等客の例に預かり、爵禄を加へ賜へり。慶躍に勝へず。謹みて宮闕を拝し奉つる」と。

として、拝謁がやっと許されている。

問題点は何であつたかは、日本国から渤海王に送った国書ではっきりする。

○二月己卯条

渤海王に書を賜ひて云はく、天皇敬みて高麗国王に問ふ。……今、来書を省るに、頓に父道を改めて日下に官品姓名を注さず。書尾に虚しく天孫の僭号を陳べり。遠く王意を度るに、豈是有らむや。近く事勢を慮るに、疑ふらくは錯誤に似たり。

という。

そもそも渤海は、総章二年（六六九）、高句麗の残党が中国東北部に移住して建てた国である。やがて渤海の版図がおおきくなると、唐には北辺の脅威と感じられるようになった。開元十四年（七二六）、唐は政治工作を施して黒水靺鞨部の朝貢を求め、黒水州を建てて黒水州都督に任命した。渤海にとつてはこれによつて腹背を囲まれた形となり、挟撃される心配が生じた。そこで国王・大武芸は先制攻撃策に出た。黒水靺鞨部が渤海に断りなく頭ごなしの国交を結んだことを責め、武力攻撃に及んだ。これにより、唐との関係はどうぜん悪化した。しかし唐は、国内事情のために救援の出兵がでなかつた。しかたなく積年宿敵としていた新羅との関係を修復し、新羅に渤海を討たせることとした。渤海は黒水靺鞨部と新羅を敵にすることとなり、孤立を防ぐために日本と結ぶことにしたのである。このときの渤海使はどうぜん低姿勢で、高句麗王朝末期にしてみせた朝貢外交の「回復」と称し、日本に朝貢した。しかしつぎの大欽茂（文王）の時代には、渤海の国威がおおきく発展した。唐では安史の乱も起こつて、渤海の周囲に脅威を与えるものはなくなつていた。そこで父王・大武芸からの朝貢路線を転換し、対等儀礼の外交に転じたのである。（補注②）

さて、この国書で問題となつているのは、「日下に官品姓名を注さず。書尾に虚しく天孫の僭号を陳べ」たことである。この書式では、国書を奉っている者が、相手国から官品を授与されるような立場でないことになる。そらざらしく天孫を称していることも、僭越とされている。天孫の方はおもかく、官品はほんらい朝貢することで天皇によつて受けられるが、そうしたものは求めないというわけだ。そうした必要がない対等な立場の者が、国書を書いている。そういう姿勢を示したことになる。

日本側が直させたのは、したがって国書の末尾の年月日の下に日本国が授けた官品を記させ、天孫の称号を除くことだったはずだ。遠来だということで渤海に戻させることなく、その場で書き直させて再提出させている。

こうした事態は他人事でない。ここに見られる状況は、中国において日本使節が直面しておかしくないのである。

遣唐使たちは、まず国書の不備・不穩を到着地点で検査されたはずである。不穩な文言がないかま

で調べられるのであれば、持っていないことが許されるはずもない。また対等儀礼の国書などは不穩の最たるものであつて、わざわざ筆写進上して中央の指示を仰ぐまでもなく、還却の対象とされたことだろう。

唐帝のいる含元殿まで辿り着き部屋に入りたければ、中国に通用する国書をどうしても携行していなければならぬ。『続日本紀』宝龜九年（七七八）十月乙未条に「是の日、国信及別貢物等の物を進る」とある国信とは、まさにその国書であろう。

日本使節は、これが朝貢形式にあたることをとうぜん知っていた（②）。かつて裴世清が差し出した隋の国書にも「遠く朝貢ふことを脩つといふことを知りぬ」（『日本書紀』）とあり、承和七年（八四〇）に延暦寺僧・円載の問いに答えた唐僧維錫の書状には「唐に二十年一來貢を約す」（『唐決集』）と見える（東野治之氏『遣唐使船』）。となれば、朝貢国らしい立場での国書が必要である。それはいつだれが作るのか。それを知る手掛かりはないが、おそらく遣唐使に任命された者たちの間で、中国に到着する前に準備したのだらうと思う。治部省や宮廷の名文家を書いていたとすれば、原文の一部や式としての書式がどこに残るであらう。式や国史・漢詩文集にも見あたらないことからすれば、国書作成は遣唐使に任命された者たちだけでひそやかにする仕事であつた蓋然性が高い。

ひそやかにというのは、朝貢という形の「卑屈」な外交姿勢は、宮廷人たちの知らないことだったからだ。

開元二十三年（七三五）に玄宗皇帝から帰国する中臣名代の無事を祈る勅書が出されており、

勅日本國王書

勅日本國王主明樂美御德。彼禮儀之國、神靈所扶、滄溟往来、未嘗為患。不知去歲何負幽明。丹墀真人廣成等入朝、東歸。初出江口、雲霧斗暗、所向迷方、俄遭惡風、諸船漂蕩。其後一船、在越州界。即真人廣成尋已發、歸計當至國。一船漂入南海、即朝臣名代、艱虞備至性命、僅存名代未餐之間、又得広州表奏。朝臣廣成等漂至林邑國、既在異域、言語不通、並被劫掠或殺或売。言念災患、所不忍聞。然林邑諸國、比常朝貢、朕已勅安南都護、令宣勅告示見在者、令其送來、待至之日、當存撫養遣。又一船不知所在、永用夜懷、或已達、本蕃有來人、可具。奏此等災變、良不可測。卿等忠信、則爾何負神明。而使彼行人、罹其■（上十凶）害想、卿聞此當用驚。嗟然天壤、悠悠各有命也。冬中甚冷、卿及首領百姓、並平安好。今朝臣名代還、一一令口具、遣書指不多及。

『文苑英華』卷四七一・翰林制詔、大化書局刊、一九八五年）

とあり、そこには「日本國王・主明樂美御德に勅す」とみえる（③）。

また宝龜十年五月癸卯条にも「唐使孫興進・秦愆期等朝見す。唐朝の書を上り、并に信物を貢ず」（『続日本紀』）とあり、唐の国書はいくつかきていたはずだ。

それでもこの中身は話題にならなかった。おそらく秘匿・死蔵されたのだ。返書の内容や冊・制・勅三ランクの最下位の書式が使われているという「屈辱的な」実態は、当時の宮廷人に知られてはならない外交機密だったのだらう。

もつとも、内印つまり天皇御璽の印を捺すかどうかの問題がある。

『令集解』（新訂増補国史大系本）公式令天子神璽条の古記によると、

問ふ、上條五位以上の位記に、内印を以て印す。未だ知らず、以外の詔勅書に内印を用ゐるや不

や。答ふ。文に云はざれば、故に応に用ゐるべからず。然れども、今行事には、詔勅書に皆用ゐれり。

とあり、規定では国書に内印を捺さないでよい。もつとも古記が作られた天平十年くらいには、内印を捺するのが慣例であつた、らしい。しかし『延喜式』（新訂増補国史大系本）中務省慰勞詔書条には、

慰勞詔書式

天皇敬問云云（大蕃国には、天皇敬問と云ふ。小蕃国には、天皇問ふと云ふ）

年 月御画日

中務卿位臣姓名宣す

中務大輔位臣姓名奉る

中務少輔位臣姓名行ふ

とあり、奉書条にも、

凡そ詔書を奉らば、内豎をして省の輔を喚ばしめ、輔称して閣門より入る。進みて版位に就き、即ち勅を奉りて詔書の筥を執りて退出す。別に一通を写し、印署して太政官に送れ。（慰勞詔書は此の限りに在らず）

とある。慰勞詔書には、内印が要らない。これに準じて考えれば、日本から唐への国書にも内印は捺されない（森田悌氏の私信により、ご教示を受けた）。そうだとすれば、国書の偽造は日本国内でも唐国でも、どこでも容易にできる。

こうしたことで政府が作成したり遣唐使が書き換えたりしたのでなく、遣唐使が独自に作成したと考へておく。ただこうしたことがなぜほかの官吏たちから秘匿しおせたのか。経験者たちへの箝口令が、なぜそれほど忠実に守られたのか。それが問題にはなるが。

注①斎川眞氏著『天皇がわかれれば日本がわかる』（筑摩書房、一九九九年）は、『日出る国』は、上昇する、上り調子の元氣一杯の国ということになる。『日没する国』は、なにか没落しつつある国ということになる。国の没落とは、すなわち統治する王朝の衰退である。だから自分のことを『日没する国の天子』と書かれれば、不愉快になるのは当然である（七〇頁）とする。しかし日本が日のもとに在ることは知られていた。そもそも扶桑の木の上に日が出るのが杲、日が出ない前が杳。これに対して日出したときが東という字のもとである。つまり、この表現はたんなる地理的なものにすぎない。日本側も中国側も、そのように受け止めたであろう。

②斎川氏（注①書）は、中国の冊封体制での秩序を内臣・外臣・不臣の朝貢国・客臣とし、日本は外臣とならず、不臣の朝貢国を選んだことで家来でなくなった（八六頁、一五六頁、一七八頁など）。そして日本は国王号などの爵号を受けないと決めて（一四四頁、一五七頁、一七六頁など）、冊封体制下への編入を拒絶して独立した華夷秩序の世界を築いた、とされる。しかし不臣でも朝貢国には変わりなく、冊封体制から離脱できていない。また爵位をうけていないというが、中臣名代にあてた玄宗帝の勅書には「日本国王主明樂美御德」とあって、玄宗は日本に国王号を授けている。

③森田悌氏著『天智天皇と大化改新』（同成社刊、二〇〇九年）では、玄宗のこの勅書によって、日本からの国書には「主明樂美御德」と自称していたことがわかる。日本国内では、この表記で中国と対等外交をしていると納得できた、とされているようだ。しかしこれで対等外交をしていたという説明となりうるだろうか。日本では主明樂美御德の称が天皇と同意義の言葉だと認められていたとしても、それを聞いた中国にとってその和語には意味がない。噛み合わない表現をしておいて対等姿勢を標榜しているのだといってみても、認めさせたい相手にはそのように受け取られない。対等外交姿勢を貫くのなら、その場

で儀礼は対等だと口に出し、対等の儀礼が実行・実現されてこそ外交的な意味を生じる。相手に聞こえないように小声でいったことでもよいので、また相手に通用しないとわかっている表現でも言ったには違いないとして国内で自慢してみせても、それは対等外交と認められるものではない。外交関係は格付けであり、それが相手に認められてこそ意味がある。現に「日本国王」と書かれているのだから、対等外交姿勢など理解されていないのは一目瞭然である。

(補注①)大伴古麻呂の奏言については、中国側の『冊府元龜』によれば天寶十二載三月・六月に「遣使貢正」とあり、正月になり。新羅の遣唐使も天寶七年から十四年まで記事がない。このため、天平勝宝四年の新羅王子・金泰廉と朝廷との紛争を脚色した虚言かともいう(山尾幸久氏「百濟三書と日本書紀」『朝鮮史研究会論文集』十五集、一九七〇年)。しかし石井正敏氏は『日本書紀』だけでなく『延暦僧録』にも見られ、その内容に信憑性が認められるとする。ただし席次の入れ替えは、日本を新羅の宗主国と認めたためではなからう、とする(「大伴古麻呂の奏言について」『法政史学』三十五号、一九八三年三月)。

(補注②)石井正敏氏によると、渤海はそもそも第一回目の遣使のとき渤海大王と称しており、日本にも大王と呼びかけた国書を出している。つまり「日本の大王を唐から冊封を受けた同等の地位のものと認識していた」(『第一回渤海国書について』『補考』『中央史学』二十二号、一九九九年三月)という。

【柳川一件／国書偽造】

十四世紀

□倭寇取り締まりの見返りに、宗氏が日朝貿易上の特権を認められる。

応永十一年（一四〇四）

□足利義満が日本国王使を派遣し、以降六十余回。朝鮮国王使は六十二

回（うち五回は通信使）

嘉吉 年（一四四三）

□嘉吉約条を李氏朝鮮と宗氏との間に締結。

永正 年（一五一二）

□永正約条を李氏朝鮮と宗氏との間に締結。

弘治 年（一五五七）

□弘治約条を李氏朝鮮と宗氏との間に締結。

天正 七年（一五七九）

□柳川調信が受職人（朝鮮の官職を受け、送使船の派遣と交易を許された人）となる。

同 八年（一五八〇）

◆日本国王使と偽称。正使・景轍玄蘇と副使・柳川調信が派遣される。景轍玄蘇は、対馬専従の外交僧となる。

同 十五年（一五八七）

□豊臣秀吉の全国平定をうけ、日本国王使として柚谷康広が「求差遣通信使が派遣される。

同 十七年（一五八九）

□日本国王使の正使・景轍玄蘇と副使・宗義智が「求通信使」となる。翌年、通信使が来日する。

文禄 元年（一五九二）

□豊臣秀吉が朝鮮半島に侵攻（一五九八年）。日朝貿易が途絶。

同 四年（一五九五）

□秀吉は、宗義智に一万石の補償を行う。

慶長 四年（一五九九）

□宗氏が、朝鮮と講和の交渉をはじめめる。

同 七年（一六〇二）

□李氏朝鮮、全継信・孫文或を派遣。

同 九年（一六〇四）

□李氏朝鮮、僧惟政・孫文或を派遣し、講話をはかる。

同 十年（一六〇五）

□僧惟政らを上京させ、伏見城で徳川家康・秀忠と面会させる。

同 十一年（一六〇六）

□対馬の使者・橘智正が聞いた李氏朝鮮からの要求は、

①朝鮮国王の墳墓（宣陵・靖陵）を荒らした盗陵犯の縛送。

②戦争時に連行した捕虜の送還（刷還）

③家康側から国書を朝鮮国王に出すこと（恭順する態度を示すこと）。

●明国の年号で、家康を日本国王とし、押印された国書を偽造（国王印は明の勅使が「一五九六年に」秀吉冊封のさいに棄て置いたものを使用した、とのに玄蘇が弁明）↓李氏朝鮮に送付。

□日朝国交回復の褒賞として、二八〇〇石が加増され、うち一〇〇〇石が柳川智永に与えられる。

同 十二年（一六〇七） ●李氏朝鮮から回答兼刷還使呂祐吉一行が来る（第一回）。この返礼の国書は偽造国書に対するものなので、柳川智永が朝鮮国書を偽造して差し替え、名称も通信使と偽る。※偽造国書↓家康（駿河）・秀忠（江戸）と会見

↓日本側からの返書に「日本国王」とないため、正使が処罰された。

同 十三年（一六〇八）

◆「日本国王使」を名乗り、玄蘇・柳川智永らが貿易交渉。

同 十四年（一六〇九）□己酉約条（慶長条約）を締結し、宗氏との貿易が再開される。景轍玄蘇（仙巢）に図書（図書は渡航証に押す銅印のことで、勘合符にあたる）賜給される。柳川智永が受職人となる。

同 十六年（一六一一）□柳川智永は、受図書人に格上げされる。

同 十九年（一六一四）□家康が、定期的な朝鮮通信使の来日を求める。

元和 三年（一六一七）●朝鮮から回答兼刷還使・呉允謙一行四二八人が来日（第二回）。伏見城で秀忠と面会。「日本国源秀忠」と署名されていたものを（日本は王号を称さず）、朝鮮側の要求に応じて「日本国王源秀忠」と改竄。「奉復を奉書に」など数カ所書き換え。

↓「以前の国王使の国書には日本国王とあった。削った理由を老中から聞きたい」と朝鮮使節が詰め寄る。日本側の返書を偽造。柳川家臣の松尾七右衛門・島川内匠、流芳院住職の玄昊が従事。

同 七年（一六二一）◆「御所丸送使」として、「国王使」の名で正使・規伯玄方、副使・宗智順ら一四〇人を送る。柳川調興の命令による。

寛永 元年（一六二四）●家光の將軍襲職を賀する回答兼刷還使・鄭^{ていりやう}岙が来日（第三回／二十二回）。朝鮮への幕府からの回答書には「日本国王源家光」とされていたが、「日本国王源家光」へと改竄。

同 二年（一六二五）↓十二年□柳川氏が家康の指示で授かった肥前の一〇〇〇石の帰属について、秀忠が宛^{あてが}い状を出さなかった。翌年、承認を求めて上訴。

（一六二七）後金による丁卯の虜乱

同 六年（一六二九）□国王使として正使・玄方、副使・杉村采女智広ら十六人が漢城に入京する。国書不携帯。宗氏書契を差し出すが、返書は交渉不成立で受けず。のち釜山・国使館で受理。日本の援兵は拒絶。

同 十二年（一六三五）□藩主・宗義成^{しんぎ}↑↓重臣・柳川調興の相論

李氏朝鮮との国交における国書の改竄を幕府に告発。旗本になることを志願。柳川が敗訴↓津軽に配流。玄方は南部に配流。

↓以後の国書は「大君」。巖原の「以酊庵」で五山僧三人が輪番管理。

※田代和生氏『書き替えられた国書』中公新書

※福田千鶴氏『御家騒動』中公新書

【本来の国書】

朝鮮国王李 昖（日十八十口） 奉復

日本国王 殿下

交隣有道自古而然二百年来海波不揚何莫非

天朝之賜而敝邦亦何負於

貴国也壬辰之變無故動兵構禍極慘而至及

先王丘墓敝邦君臣痛心切骨義不與

貴国共載一天六七年来馬島雖以和事為請實是敝邦所耻今者

貴国革旧而新聞札先及謂改前代非者致款至此苟如斯說豈非兩國生靈之福也此馳使价庸答來意
不腆土宜具在別幅統希

盛亮

萬曆三十五年正月 日

朝鮮国王李 昖（日十八十口）

〔朝鮮通交大紀〕

（訓読、松尾）

交隣するに道有り。古へより然り。二百年来海波を揚げざるは、何ぞ天朝之賜に非ざるは莫し。而して敝邦、亦、何ぞ貴国に負けんや。壬辰之變、故無くして兵を構へ、禍、慘を極めて、先王の丘墓に至り及べり。敝邦の君臣、心を痛め骨を切る。義は、貴国と共に一天を戴くべからず。六七年来、對馬島、和事を以て請ひを為すと雖も、實に是、敝邦の耻る所なり。今、貴国、旧を革めて新たに札を問ひ、先に前代の非を改むるを謂ふに及ぶといへり。款を致して此に至れり。苟も斯説の如くならば、豈に兩國の生靈之福に非ざらむ。此に使价を馳せ、庸て、來意に答ふ。不腆の土宜、具に別幅に在り。統て盛亮を希ふ。

萬曆三十五年（一六〇七）正月 日

【偽造の国書】

朝鮮国王李 昖（日十八十口） 奉書（復）

日本国王 殿下

交隣有道自古而然二百年来海波不揚何莫非

天朝之賜而敝邦亦何負於

貴国也壬辰之變無故動兵構禍極慘而（至）及

先王丘墓敝邦君臣痛心切骨義不與

貴国共載一天六七年来馬島雖以和事為請實（是）敝邦所耻承聞今者

貴国（革旧而新聞札先及謂）改前代之非行旧交之道（者致款至此）苟如斯則（説）豈非兩國
生靈之福也故（此）馳使价以為和交之驗（庸答來意）

不腆土宜具載（在）別幅統希

盛亮

萬曆三十五年正月 日

朝鮮国王李 昖（日十八十口）

（近藤重蔵著『外蕃通書』）

日本国王に東カす：

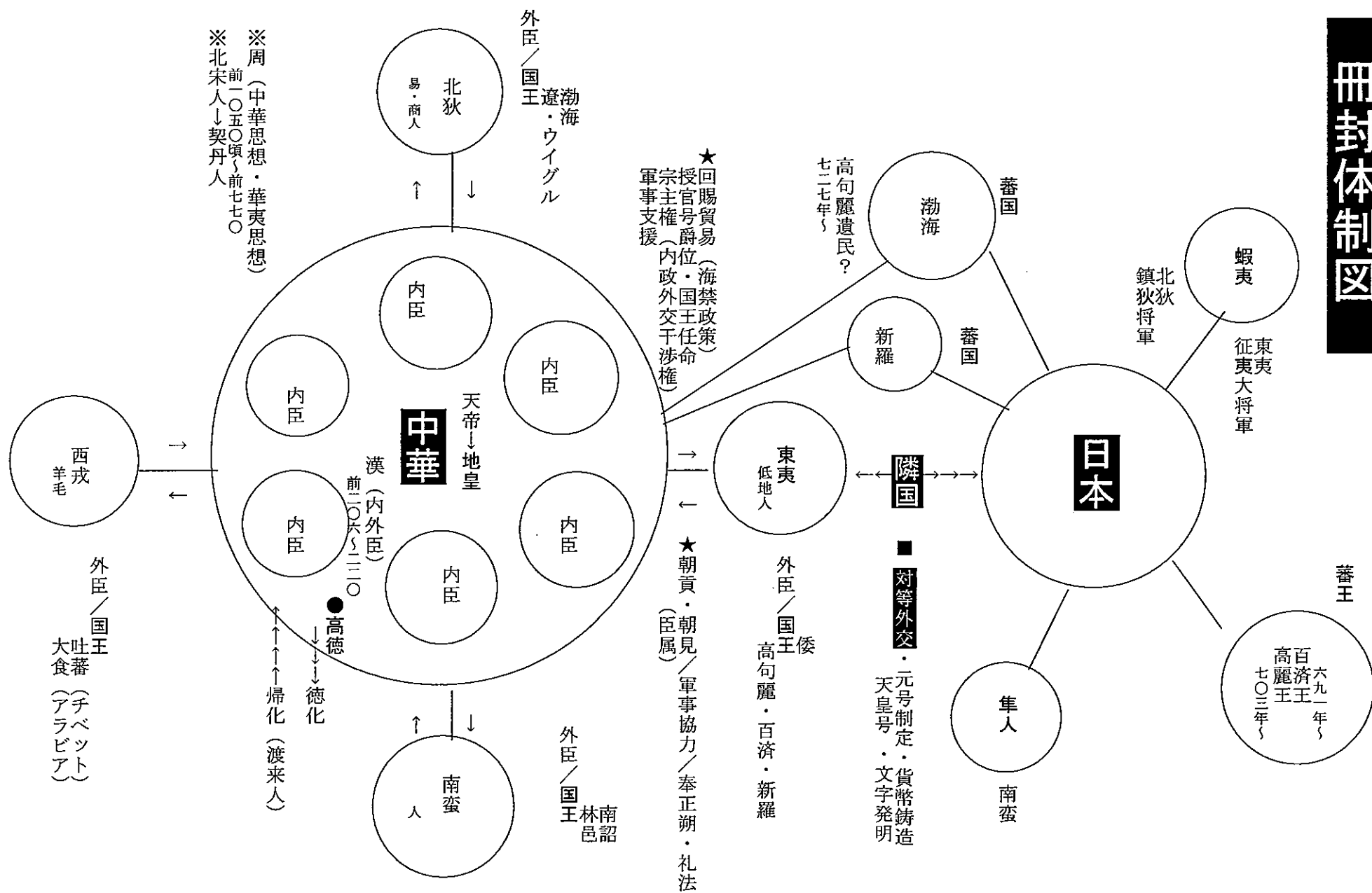
国王は英明にして、宮廷の音楽も美しい。国王はその礼儀の国に徳をひろめている。神の助けのもと、~~さ~~するは荒海をのり越えて中国に往来していて、いまだか、悪いとなつたことはない。しかし、去年何故か神に背いたことあるうか、真人広成等が朝貢し、帰国の時初めは揚子江の江口から出発したが、突然雲霧で暗くなり、方向を見失ひ、俄かに狂風に遭ひ、諸船は漂流してしまつた。そのあと、一つの船は揚子江にあり、それは真人広成が乗つてゐる船である。人を使わして尋ねれば、すでに帰路を失つてゐた。恐らく帰国したのであらう。一つの船は南^{支那}海へ漂流し、それは朝臣名代の船である。あらゆる困難と不安に遭遇して、ただ命だけ助つた。名代がまだ出発してゐない間、~~や~~廣州より奏上の書書が来て、朝臣、広成等は林邑国（当時ベトナムに近い国）に流されてしまつたという。すでに異国に行つたため、言語が通はず、強盗にあつて、盗まれ、ある者は殺され、ある者は売られたりして、その苦難の語は聞くに堪えられないほどである。しかし、林邑諸国は日頃月送に朝貢してゐるので、月送はすでに安南都護（ベトナム北部にある軍事組織）に報告を下し、発見ひら送つてくるように命令した。送つてもらうのを待つてゐるをいたわり、帰国させるべきだ。又、一つの船が所在不明なので、ずっと心を痛めてゐる。あるいはすでに蕃国（日本）に戻つたかも知れない。次に来る人は月送に奏上すべきである。これらの異常災難は~~予~~予測できないことである。君らは忠義信實であるゆゑ、神にも背いたことないのに、なぜこの一行に凶害を懼らせたのであるうか。月送はあなたがこれを聞くと、と嘆息深くあるうかと思う。天と地は悠々といて永遠だが、人は限られた運命にある。寒さきつい真冬の中、あなたと~~人~~あなたのため民がともに平安で幸せてあるよう。朝臣名代を帰国させて、あなたに一つ一つ詳細を言ひさせる。願ひに月送は書を送り、~~返~~

これ以上解れない。

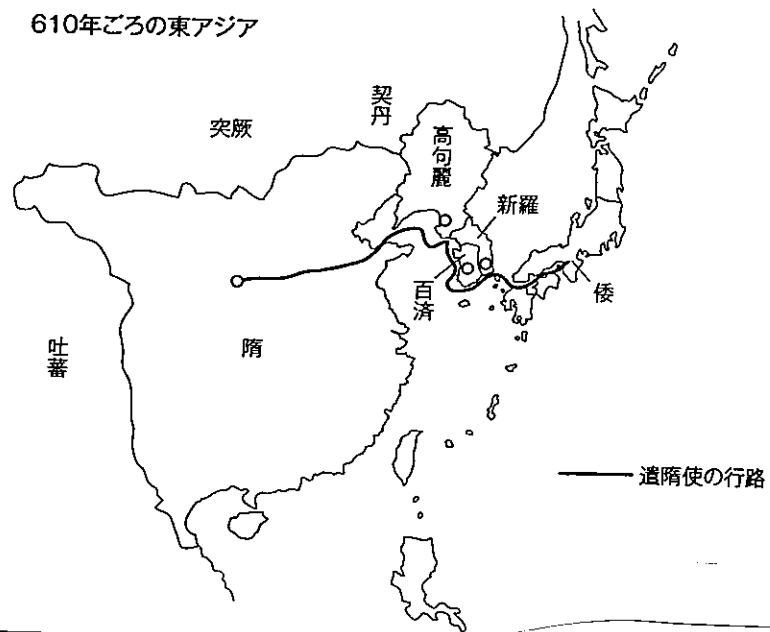
記者不詳。（後藤茂氏が受領）

白小名沃

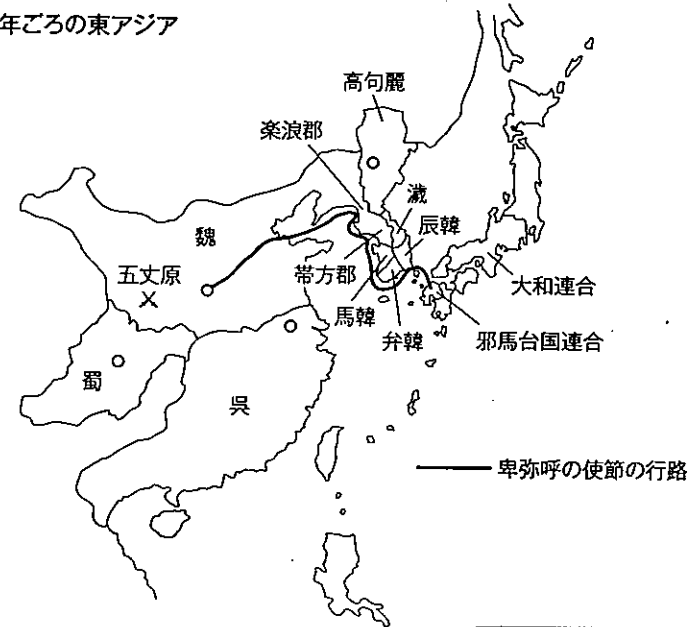
冊封体制図



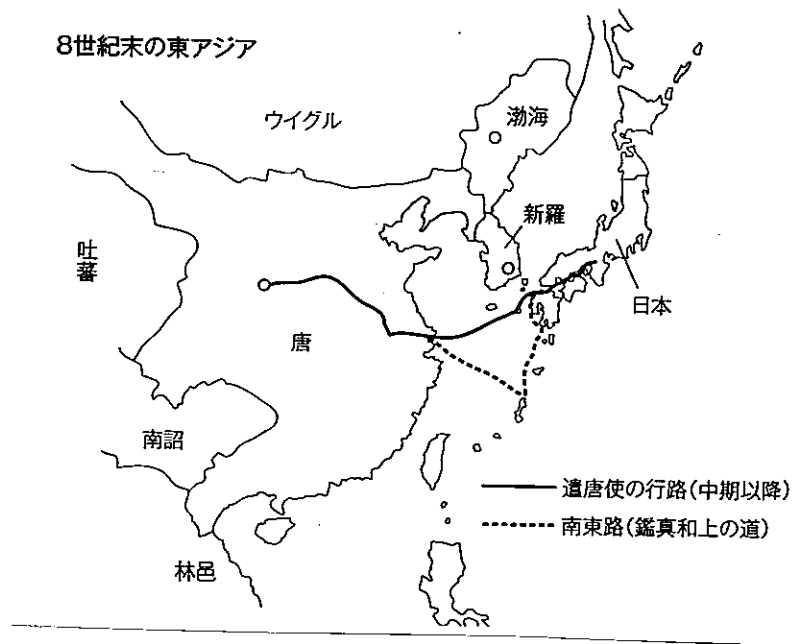
610年ごろの東アジア



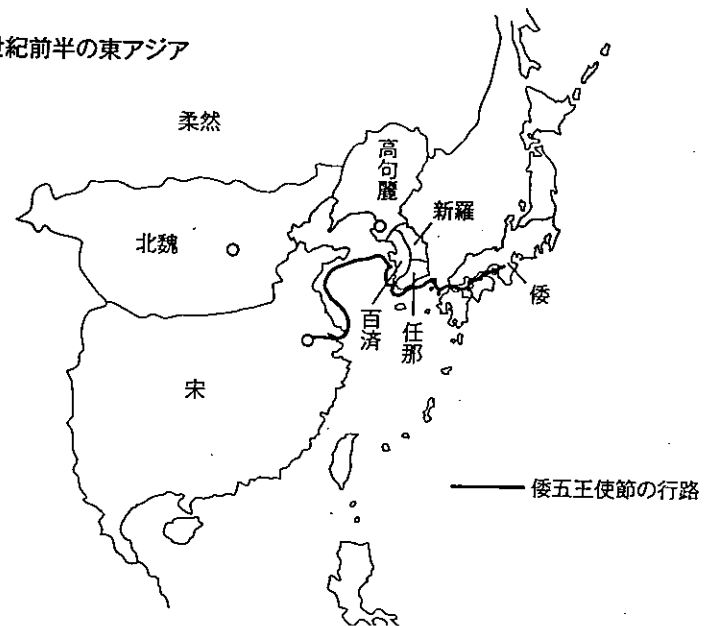
250年ごろの東アジア



8世紀末の東アジア



5世紀前半の東アジア



本当は謎がない「古代史」

舒明天皇二年（六三〇）にはじまった遣唐使だったが、遣唐使たちの生還率はだいたい五割だった。使船は四つの船ともいわれたが、二艘は海の藻屑か太平洋上のどこかに行ったつきりになった。

宝亀九年（七七八）の海難報告では、「とつぜん風波が高く激しくなつて左右の舷側板が壊され、潮水が船に充滿してきた。蓋板はすべて流され、同時に物も人も海に転がり出たが、とても彼らを助けられなかった。やがて帆樫が船底に倒れかかり、それが構造上いちばん弱い縫合部に当たつたために、船は舳と艫とに分解した。大伴継人ら四十一人は、方丈でいどの広さしかない艫部の上に折り重なつて乗り、海面すれすれだったので軽くしようとして衣装も脱ぎ棄て、米水を口にすることもなく漂つていた。そうして六日後、やつと天草の西仲嶋に漂着した」（『続日本紀』）とある。

この第一の原因は造船技術にある。丸木舟ならば楠などの大木を輪切りにし、そのなかを刳り抜くだけだ。遣唐使船のような大型船では、この丸木舟を縦横に切り、材木を継ぎ足して船底を広げた。その繋ぎ方が悪いために、荒波を受けると船が前後に裂ける。また竜骨を知らなかったため、平らな船底ではつよい海流を横切れず、潮流に乗つたまま漂流させられることがよくあつた。

第二は動力の問題である。船を動かすのは、オールと風の力である。しかし人力でオールを動かしても、進行方向をすこし調整するていど。帆が柱に固定されていたので、追い風を待つしかなかったところとうじの人々は、日中間を流れる強い潮流にも、風にも配慮しなかった。

東アジアにはつねに偏西風が吹き、西から東に流れた。その間に、季節風が吹く。これは夏に陸地が温められて膨張・上昇し、そこに周囲の空気が入るもので、海（東）から吹き込んだ。また冬はそのぎやくで、海上の空気が温かいために陸地（西）から海に風が吹いた。季節風の力はとても強く、偏西風の力を抑えるほどだった。そこで適当な風力になる七月ごろに日本を出帆し、二・三月ごろに中国を出航すればよい。ところが日本側の出発時期は三・十一月を除く十か月に満遍なく散つている。強い西風に逆らつて日本を出れば、漂流・遭難はどうぜんの結果である。また頼りとすべき帆も、麻や葛・竹の編物が主で、風の力を十分に受け止められる代物でなかった。

第三に、造船・航海技術でない問題もあつた。それは航海ルートのことだ。ふつうなら、九州北部から朝鮮半島西南部を岸づたいに北上し、百済国境の北端か高句麗領の遼東半島から海を渡り、中国の山東半島に上陸する（北路）。それでも海流に押されて東シナ海に流されるときがあるが、まあ遭難の危険度は低い。古代人は、長くこの沿岸航行をしていたから中国文化・朝鮮文化を円滑に受け入れられた。ところが統一新羅との外交関係が悪化すると沿岸に近寄れなくなり、長江の河口・揚州に直行するという危険な死のコース（南路）に挑むことになった。これは、人為的な災害である。

遣唐使・唐使は優秀な文人と認められた証として名誉だったが、強い恐怖心にも苛まれた。宝亀七年四月に都を出た佐伯今毛人は順風が得られないとして九州を発たず、十一月に勝手に戻つて大使を辞した。また承和五年（八三八）に副使となった小野篁は、大使藤原常嗣が破損している船を自分に回してきたことに憤慨して、仮病をつかつて辞任した。さらに篁は「西道謠」という漢詩を作つて天皇に対してまで文句をいつたので、ついに流罪に処せられた。名誉よりも、命が惜しいということだ。

24 遣唐使つて、まさか長安・洛陽の観光ツアーじゃないよねえ

遣唐使は危険を伴ったが、生還率五割という死の危険も顧みず、それでもあえて行かせ続けたのはなぜだったか。その目的は、まさか中国の首都観光ツアーだったわけではあるまい。

第一は、先進的な文物の輸入である。

唐の都・長安は、一大国際都市であった。今日、胡の字のつく胡桃・胡瓜・胡椒・胡座などはすべて胡人（ペルシャ人）が、唐に持ち込んだ物資や習慣であった。胡人は、アジア大陸の中央を横切るシルク・ロードを通り、遠くエジプト・ローマ・ギリシャ・インドなどの文物を唐にもたらしていた。その中国にもたらされていた文物を、東海の果てにある日本は遣唐使の往来によって吸収しようとしたのである。

その旺盛な意欲の結果が、東大寺正倉院（現在は宮内庁正倉院事務所の管轄）に保管された異国情緒溢れる品々である。また玄昉の持ち帰った経論五千余巻と数々の仏像も、日本に持ち帰られて大切にされ、多くの人たちの手で複写されていたのである。仏教の普及にとつて、大きな功績をなしたといつてよい。また吉備真備は、唐礼一三〇巻をはじめ大衍曆経・樂書要録など大量の書籍、測影鉄尺・銅律管・馬上飲水漆角弓など種々の用具を、帰国後に宮廷に献上している。また古代日本の基本法となった大宝律令は、こうしたなかでもたらされた唐の永徽律令を手本にしている。

強大な帝国を築いている唐だから、文化・法制などすべてにわたって学ぶべきものはすごく多かったはずだ。そういう意味では、数十年も留学したのに、帰国にさいして海難事故に巻き込まれ、ほぼ半生をかけて集めた文物を海に持って行かれたときの悲しみは、想像を絶するものがある。

第二の目的は、外交関係の樹立と国際的地位の向上にあった。

とうじの中国は東アジア世界の支配者だった。日本にとつては、いまの米国・中国・ロシアの三か国を足したくらいの重みがあった。この中国という国際舞台でどのような待遇を受けるかは、東アジア各国の共通の関心事だった。中国は東アジア諸国との間に冊封関係を築き、周辺諸国の貢物を受けて臣下に組み込み、そのかわりにその国主を国王に任命して保護を与える、という政治的秩序を作り上げていた。そうしたなかでも、日本は推古朝以来の対等外交路線を基本的に変えなかった。しかしもとよりその姿勢が中国に通用するはずがなく、遣唐使は国書を偽造して実情に合わせたようである。中国側では日本を遠隔地とみて、定期的な朝貢を求めず、傘下だが臣下でない「不臣の朝貢国」という扱いにした。この処遇では中国側の保護は受けられないが、「不臣」扱いなので直属の国でない。

さて東アジア世界での国際的地位は、どこで示されたのか。それは中国の首都・長安で、中国皇帝が外国の使者からの朝賀を受ける式典での席順だった。この席順がだれより上で、だれより下か。それがとても大事だったのだ。遣唐使が季節風に配慮していないのも、朝賀にどうしても間に合いたかったかららしい。そういう大事だから、日本側の使節がいきりたつて抗議するという紛争劇も起こった。天寶十二載（七五三）正月の朝賀の席順は、はじめ西畔第一が吐蕃、東畔第一が新羅、西畔第二が日本、東畔第二が大唐となっていた。これに日本の遣唐使が抗議して、順番を改めさせたという。やはり、ほんらいは政治的な外交使節だったのである。